

平成31年度
大阪市 保育施設等設置・運営法人
(入所枠：50人以上)

【募集種別】

- ・認可保育所（創設・増築/分園設置）
- ・認定こども園（移行・増築/分園設置）

<2020年4月開設>

募 集 要 項

平成30年12月

大阪市こども青少年局
保育施策部保育企画課

目 次

1. 募集の趣旨	3
2. 募集にあたっての注意事項	3
3. 平成31年度（2019年度）に実施する新たな取り組み	4
4. 昨年度に続き平成31年度（2019年度）も実施する募集拡大措置	4
5. 募集区（地域）、応募条件、定員等	5
(1) 応募にかかる条件	
(2) 募集地域	
(3) 選定における併用選択制の継続	
(4) 施設整備補助金対象募集地域詳細	
(5) 応募数の制限	
(6) 設置・運営予定者の選定	
(7) 募集優先地域について	
(8) 整備補助金について	
6. 応募資格	35
6-1 認可保育所を創設する場合	
6-2 既存施設を増築する場合	
6-3 既存施設に分園を設置する場合	
6-4 幼保連携型認定こども園へ移行する場合	
6-5 保育所型認定こども園へ移行する場合	
6-6 幼稚園型認定こども園へ移行する場合	
7. 設置・運営の条件	37
7-1 認可保育所の場合	
(1) 保育所の設置にかかる条件	
(2) 保育所の運営にかかる条件等	
(3) 分園の設置にかかる条件等	
(4) 社会福祉法人以外の者による設置認可の際に付する条件	
7-2 認定こども園の場合	
(1) 認定こども園の設置・運営にかかる条件等	
(2) 移行創設・分園の設置にかかる条件等	

8. 認可保育所等の整備にかかる補助金	44
(1) 認可保育所の施設建設又は増築にかかる補助金	
(2) 施設改修にかかる補助金	
(3) 整備促進賃料補助金	
(4) 都市部における賃料補助	
(5) 幼保連携型認定こども園への移行において既存幼稚園舎の建替えを伴う整備補助金 (学校教育部分にかかる整備費への補助金)	
(6) 土地所有者に対する助成制度について	
(7) 保育所分園の賃料加算補助制度について	
9. 欠格事項	49
10. 失格事項	49
11. 応募手続き	50
(1) 募集要項の配布	
(2) 応募相談について	
(3) 応募にかかる事前登録	
(4) 応募書類の受付期間	
(5) 応募書類にかかる留意事項	
12. 保育施設等設置・運営法人予定者の選定	53
(1) 設置・運営法人予定者の選定について	
(2) 審査会及び選定方法について	
(3) 審査項目	
13. 応募費用について	55
14. 設置・運営法人予定者の選定結果について	55
15. 設置・運営予定者選定までのスケジュール	56
16. その他	56
17. 前回までの募集であった質問	57
質問票 大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠 50 人以上等）募集	61

1. 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っており、今回、

- ① 「認可保育所」の『創設（新設）』もしくは『増築・分園設置』
- ② 定員変更を伴う施設整備を行って既存の「幼稚園」「保育所」から『認定こども園への移行』及び「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」から『幼保連携型認定こども園への移行』または、既存の「認定こども園」の『増築・分園設置』

上記のいずれかにより募集地域に募集定員分の新たな入所枠を開設し、運営していただく法人を募集します。

2. 募集にあたっての注意事項

- (1) 募集要項の内容は、平成31年度（2019年度）予算事業であり、2019年度の予算案が大阪市会で議決された場合に執行が可能となります。そのため、状況によっては募集の中止や、内容が変更となる場合があります。
- (2) 事情により本要項の内容が変更となる可能性がありますので、ホームページや問い合わせ等により、状況を常に確認するようにしてください。
- (3) 本募集要項内の定義などは、本市の解釈によるものとします。
- (4) 施設整備補助金の交付を受けず、法人の負担のみで施設整備を行っていただく（以下、「自主財源による整備」という。）場合、既存施設の定員を下回らず、施設全体の定員構成において0歳児を3人以上とし、0歳児 \leq 1歳児 \leq 2歳児 $<$ 3歳児 \leq 4歳児 \leq 5歳児となる構成であれば、任意に設定することができます。ただし、大阪市保育所設置認可等要綱第4条但し書きに該当する場合はこの限りではありません。
- (5) 同一物件で複数の募集区分に対して応募することはできません。
例1）認定こども園への移行を希望する場合、本募集要項による募集と「平成31年度 大阪市認定こども園設置・運営法人（移行・施設整備対象外）募集」による募集
例2）分園設置を希望する場合、本募集要項による募集と「平成31年度 大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠：6人以上）募集について」による募集
- (6) 自主財源による整備での応募について、各地域における募集数に上限はありません。応募いただきました事業計画について書類審査及びヒアリングにより適格性審査を行い決定します。
ただし、応募状況等により、止むを得ず選定審査等となる場合があります。
- (7) 認定こども園への移行創設について、施設整備を伴わない場合については、別途募集する「平成31年度大阪市認定こども園設置・運営法人（移行・施設整備対象外）募集」に応募してください。
- (8) 幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行で施設整備を伴う場合や幼稚園型認定こども園が増築や分園を設置する場合は、自主財源による整備での応募のみ受付します。また、大阪府私学課への確認や協議が必要になります。
- (9) ご不明な点やご質問がありましたら、巻末にある「質問票」に記入し、FAXで送信してください。原則として、個別には回答しませんが、同種のご質問とあわせて、大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別の内容は、応募相談を利用ください。質問の受付については、平成31年 2月 8日（金）までとします。

3. 平成31年度（2019年度）に実施する新たな取り組み

○整備促進賃料補助金の対象地域の拡充

整備促進賃料補助金の対象地域をこれまでは地価の高い7区（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、阿倍野区）の募集A地域に限定していましたが、施設整備補助金の対象となっている区の整備補助対象地域（募集A・B・C）に拡充する予定です。

○都市部における賃借料補助

賃貸物件（土地は除く）による保育所整備をする場合であって、実際の建物質料が保育所委託費における賃借料加算額の3倍を超える場合には、建物質料と加算額の差額の一部を補助する予定です。ただし、整備促進賃料補助金との併給はできません。

（詳細は、47ページをご確認ください。）

○土地所有者に対する助成制度の拡充（固定資産税等相当額補助）

新たに保育所建設用地を賃貸により提供する土地所有者に、固定資産税等相当額を補助する制度については、これまでは土地所有者と保育事業者とが直接土地賃貸借契約等を締結する場合のみに限定していましたが、これに加え、建て貸し方式（土地所有者等が借家人の望む仕様の建物を建築して賃貸する建物賃貸借の一形態）により新築される保育所等（一部他用途で使用する場合も可）で、土地・建物所有者（同一でない場合は建物所有者）と保育事業者が建物賃貸借契約を締結する場合についても補助対象とする予定です（補助対象者は土地所有者となります。）。

4. 昨年度に続き平成31年度（2019年度）も実施する応募の取り組み

（1）選定における併用選択制の継続（5ページ）

法人の適格性はあるが、法人の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源により施設整備を行う開設を認めます。

（2）適格性のある事業者の同一行政区内での選定（6ページ）

選定数については、それぞれの募集番号の整備か所数が上限となりますが、審査の結果、適格性があると判断された場合は、原則、同一行政区において、大阪市が予算の範囲内で選定する場合があります。

（3）建設及び改修の補助対象に分園設置を追加

分園設置についても、施設建設及び施設改修の補助対象とします。

（4）補助対象整備地域を隣接区の一部にも設定します。

補助対象募集地域の見直しにより、福島区（P12）、西区（P15）、大正区（P17）において、隣接区の募集として応募できるようになりました。

詳しくは、各区募集地域のページをご覧ください。

（5）保育所分園の賃借料加算補助制度について

待機児童・利用保留児童の多い0～2歳児の入所枠について、特に需要の高い都心部での効果的な整備を進めるため、既存保育所が新たに分園を開設後、公定価格の建物賃借料加算相当（または差額分）を10年程度助成する制度を実施します。（49ページ）

5. 募集区（地域）、応募条件、定員等

（1）応募にかかる条件

2020年3月末までに整備を完了し、認可及び確認を受けて、「2020年4月1日」までに運営を開始してください。

※ 整備状況に応じて大阪市との協議により早期開設が可能です。

（2）募集地域

大阪市内全域で募集します。ただし、施設整備補助金の対象となる地域については、次の「施設整備補助金対象地域詳細」をご確認ください。

（3）選定における併用選択制の継続

補助金整備の募集において、法人の適格性はあるが、法人の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源による施設整備を行う開設を認めます。

その場合、補助金の交付を受ける場合と、自主財源による施設整備を行う場合、両方の資金計画の提出が必要ですが、資金計画以外の計画内容を変えることはできません。

また、上記を除き、同一物件において、異なる計画での応募を行うことはできません。

(4) 施設整備補助金対象地域詳細

	募集 番号	補助対象 整備か所数	募集定員 (2・3号)			詳細参照 ページ
			計	0-2歳	3-5歳	
北区	1	2か所	90人以上	30人以上	50人以上	10ページ
	2	3か所	80人以上	30人以上	50人以上	
都島区	3	1か所	70人以上	30人以上	40人以上	11ページ
福島区	4	3か所	80人以上	30人以上	50人以上	12ページ
此花区	5	—	自主財源による整備のみ募集			13ページ
中央区	6	1か所	90人以上	30人以上	50人以上	14ページ
	7	1か所	70人以上	30人以上	40人以上	
西区	8	3か所	90人以上	30人以上	50人以上	15ページ
	9	2か所	80人以上	30人以上	50人以上	
港区	10	—	自主財源による整備のみ募集			16ページ
大正区	11	1か所	70人以上	30人以上	40人以上	17ページ
天王寺区	12	2か所	80人以上	30人以上	50人以上	18ページ
浪速区	13	—	自主財源による整備のみ募集			19ページ
西淀川区	14	1か所	80人以上	30人以上	50人以上	20ページ
淀川区	15	3か所	70人以上	30人以上	40人以上	21.22ページ
東淀川区	16	—	自主財源による整備のみ募集			23ページ
東成区	17	—	自主財源による整備のみ募集			24ページ
生野区	18	1か所	60人以上	20人以上	40人以上	25ページ
旭区	19	—	自主財源による整備のみ募集			26ページ
城東区	20	1か所	80人以上	30人以上	50人以上	27ページ
鶴見区	21	3か所	80人以上	30人以上	50人以上	28ページ
阿倍野区	22	3か所	80人以上	30人以上	50人以上	29ページ
住之江区	23	1か所	80人以上	30人以上	50人以上	30ページ
住吉区	24	—	自主財源による整備のみ募集			31ページ
東住吉区	25	—	自主財源による整備のみ募集			32ページ
平野区	26	—	自主財源による整備のみ募集			33ページ
西成区	27	—	自主財源による整備のみ募集			34ページ
合計		32か所				

※補助金交付の対象についてはそれぞれの募集番号の整備か所数に応じた件数を募集します。

ただし、審査の結果、適格性があると判断された場合は、原則、同一行政区内において、大阪市が予算の範囲内で選定する場合があります。

※90人定員については、0-2歳児30人以上、3-5歳児を50人以上とし全年齢で90人以上の定員を設定する必要があります。

※「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設や増築に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、廃止する当該保育施設の入所枠分も勘案した定員で応募すること。

0-2歳、3-5歳それぞれの定員は、下表の場合を除き下回ることはできません。定員構成は0歳児を3人以上とし、0歳児 \leq 1歳児 \leq 2歳児 $<$ 3歳児 \leq 4歳児 \leq 5歳児となるように構成してください。ただし、次の場合は、募集定員を下回っても応募可能です。

児童1人あたりの面積基準を遵守したうえで、面積基準最大に定員を設定しても募集定員まで満たない場合で以下の場合

- ① 募集定員が60人以上の地域は、0～2歳、3～5歳の定員をそれぞれ5人まで、最大10人まで下回ることができます。
- ② 募集定員が70人以上の地域は、0～2歳、3～5歳の定員をそれぞれ10人まで、最大20人まで下回ることができます。

ただし、上記の場合、審査時に減点があります。

詳しくは、53ページを参照してください。

なお、定員50人を下回る事業計画で応募はできません。

※1号認定こどもの定員設定について

今回の募集において、既存の「幼保連携型認定こども園」・「保育所型認定こども園」が整備を行う場合、1号認定こどもの増員は任意とします。ただし、増築により増加する1号認定こども分の整備補助金の交付はありません。

既存の「幼稚園」・「幼稚園型認定こども園」・「認可保育所」・「保育所型認定こども園」から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、1号認定こどもの定員設定は任意としますが、1号認定こどもの学校教育部分の補助（8ページ参照）については、現在の1号認定こどもの実員を上限とします。

なお、「幼稚園」・「幼稚園型認定こども園」が幼保連携型認定こども園に移行する際に、現行の1号認定こどもの定員を減少させる場合は、事前に大阪府との協議が必要です。

(5) 応募数の制限

同一法人が複数の募集番号に同時に応募していただくことは可能です。

補助金交付の対象として応募する場合、1つの募集番号に対しては1件のみ応募が可能です。

ただし1つの募集番号で2か所募集している地域については、1つの募集番号でも2か所の応募が可能です。この場合、同一物件で別計画により応募することはできません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

(6) 設置・運営法人予定者の選定

応募書類を提出いただきましたら、外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。

設置・運営法人予定者の選定の詳細につきましては53ページを参照してください。

(7) 募集優先地域について

募集地域の優先度について

優先度により、審査時に加点します。詳細は 53 ページを参照してください。

募集A地域

待機児童が多く発生している、又は、保育所への入所希望者が多く増える見込みであるなど、緊急に保育所整備が必要と考えられる地域

募集B地域

待機児童が発生しているものの、A地域と比較すると少ないため、緊急度はA地域より低いと考えられる地域、又は、A地域の周辺にあり、A地域にお住まいの方が通園可能な範囲にあると考えられる地域

募集C地域

待機児童が発生しているものの、A地域やB地域と比較すると緊急度が低いと考えられる地域

補助金交付対象外地域

補助金交付対象外であるため、自主財源による整備の場合のみ応募が可能な地域

(8) 整備補助金について

保育所等の設置にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。

整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、44～49 ページを参照してください。

認定こども園に係る整備補助金については、2・3号定員に係る部分が対象となりますが、次の場合については、1号定員に係る部分についても補助対象となる場合があります。

○幼保連携型認定こども園への移行に係る1号定員部分への補助

学校教育部分への補助については、幼保連携型認定こども園に移行を予定している幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）が、待機児童対策として、2・3号の募集定員に係る要件を満たすとともに、児童の安全を確保するため、昭和56年6月1日以降の耐震基準（いわゆる新耐震基準）を満たしていない園舎（昭和56年5月31日以前に確認通知が交付された建物で耐震診断未実施の園舎を含む）を建替え、保育所機能部分と学校教育部分を一体的に整備する場合のみ予算の範囲内で補助します。

1号定員部分の補助については、現在の1号認定こどもの実員を上限とします。

※幼保連携型認定こども園から幼稚園又は幼稚園型認定こども園に移行した施設（いわゆる「返上園」）については、施設整備補助を受けることができないため、本募集では応募することができません。

参考：「平成30年10月1日」時点の待機児童数等（区別・年齢別）

区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計 (a)	待機児童 から除外 するもの (b)	利用 保留数 (a) + (b)	就学前 児童数 (4月1日)	保育所等 在籍児童数
北区	0	0	0	0	0	0	0	314	314	6,218	2,458
都島区	0	0	0	0	0	0	0	150	150	5,029	2,253
福島区	0	0	0	0	0	0	0	186	186	4,024	1,706
此花区	0	0	0	0	0	0	0	150	150	3,328	1,570
中央区	0	0	0	0	0	0	0	204	204	4,810	1,507
西区	0	0	0	0	0	0	0	238	238	5,984	2,331
港区	3	2	0	1	0	0	6	151	157	3,353	1,685
大正区	4	1	0	0	0	0	5	91	96	2,609	1,360
天王寺区	0	0	0	0	0	0	0	185	185	4,404	1,569
浪速区	0	0	0	0	0	0	0	66	66	2,718	1,166
西淀川区	0	0	0	1	1	0	2	142	144	4,407	1,793
淀川区	111	44	1	0	0	0	156	217	373	7,992	3,115
東淀川区	92	15	30	0	0	0	137	226	363	7,188	2,856
東成区	9	2	0	0	0	0	11	110	121	3,663	1,579
生野区	2	0	1	0	0	0	3	153	156	4,732	2,393
旭区	0	0	0	0	0	0	0	111	111	3,846	1,648
城東区	0	0	0	0	0	0	0	261	261	8,291	3,694
鶴見区	6	5	1	1	0	0	13	220	233	6,703	2,830
阿倍野区	0	0	0	0	0	0	0	230	230	5,708	2,062
住之江区	0	0	0	0	0	0	0	206	206	5,142	2,229
住吉区	1	33	0	0	1	0	35	269	304	6,970	2,608
東住吉区	2	18	0	0	0	0	20	167	187	5,745	2,548
平野区	0	0	0	0	0	0	0	300	300	8,795	4,621
西成区	2	0	0	0	0	0	2	51	53	2,845	1,539
計	232	120	33	3	2	0	390	4,398	4,788	124,504	53,120

※本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（平成30年10月1日現在）」（平成30年12月26日公表）より抜粋したものです。

ホームページアドレス⇒<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kodomo/0000434630.html>

※区内の待機児童等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。